

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社 代表社名 代表取締役社長 青木 信也 (コード番号 8091 東証プライム) 問合せ先 総務部長 花岡 豊 (TEL 03-3458-3020)

株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	目	2025年9月17日
(2)	処分する株式の種類				火
	及	CV.		数	当社普通株式 20, 400 株
(3)	処	分	価	額	1 株につき 2,600 円
(4)	処	分	総	額	53, 040, 000 円
(5)	処	<u> Л</u>	予定	先	三井住友信託銀行株式会社(信託口)
		刀 .			(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))
(6)	そ	Ø,)	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を
					提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月13日付取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下も同様です。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、2022年6月24日開催の第136回定時株主総会において承認決議されており、現在に至るまで本制度を継続しております。

本制度の概要につきましては、2022年5月13日付「役員に対する株式報酬制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託(以下「本信託」といいます。)の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の当社取締役の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数9,008,800株に

対し、0.23% (2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 83,906 個に対する割合 0.24%。いずれも、小数点以下第 3 位を四捨五入)となります。

当社としましては、本制度は当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者 当社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

受益者 取締役のうち受益者要件を満たす者

信託管理人 当社及び当社役員から独立した第三者

議決権行使 信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

信託契約日 2022年9月12日

信託の期間 2022年9月12日~2028年8月末日(予定)

信託の目的株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025 年8月28日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である2,600円といたしました。 取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠と して客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(2025年7月29日~2025年8月28日)の終値平均2,451円(円未満切捨て)からの乖離率が6.08%、直近3ヵ月間(2025年5月29日~2025年8月28日)の終値平均2,278円(円未満切捨て)からの乖離率が14.14%、あるいは直近6ヵ月間(2025年3月3日~2025年8月28日)の終値平均2,132円(円未満切捨て)からの乖離率が14.14%、なるいは直近15.000元間(2025年15.000元間)の終値平均2,132円(円未満切捨て)からの乖離率が15.000元間率はいずれも小数点以下第15.000元間

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として上記処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上